

社会福祉施設整備に係る契約事務の基準

令和 3 年 4 月

岡 崎 市 福 祉 部

目 次

社会福祉施設整備に係る契約事務の基準

第 1	趣旨	1
第 2	定義	1
1	建設工事	1
2	設計業務等	1
第 3	契約事務手続きの流れ	1
1	契約方法	1
(1)	一般競争入札・指名競争入札	1
(2)	随意契約	2
(3)	指名競争入札の指名業者数	2
(4)	設計業務等	2
2	契約事務	2
(1)	工事費の積算	2
(2)	入札参加資格の決定	2
(3)	入札の公告(一般競争入札の場合)	3
(4)	入札参加資格の指名等(指名競争入札の場合)	4
(5)	予定価格の決定	4
(6)	予定価格の事前公表	4
(7)	入札参加業者への説明	5
(8)	入札の実施	5
(ア)	一般競争入札の場合	6
(イ)	指名競争入札の場合	7
(9)	入札結果の報告・公表	7
(10)	契約の締結	7
(11)	談合情報への対応	7
3	適正な工事監理の実施	7
4	中間検査・完了検査の実施	8
5	理事会の議決と市への報告を必要とする事務	8
様式 1-1	設計業者の決定(届出)	9
様式 1-2	入札調書	10
様式 2	入札参加業者募集の公告事項(届出)	11
様式 3	入札参加予定業者名簿(案)(届出)	12
様式 4	入札参加予定業者名簿(届出)	13
別紙様式例	工事費内訳書	14
様式 5-1	入札結果報告書	15
様式 5-2	入札結果(公表)	16
様式 6	建築業者の決定(届出)	17
様式 7	下請業者名簿(届出)	18

社会福祉施設整備に係る談合情報マニュアル	19
第 1 一般原則	19
1 談合情報の確認、報告	19
2 委員会の設置、審議及び結果報告	19
3 公正取引委員会への報告	19
第 2 具体的な対応	19
1 入札執行前に談合情報を把握した場合	19
2 入札執行後契約締結前に談合情報を把握した場合	20
3 契約締結後に談合情報を把握した場合	20
様式①～⑤	21～25

社会福祉施設整備に係る契約事務の基準

第 1 趣旨

この「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」（以下、「基準」という。）は、社会福祉法人等（市町村を除く。以下、「法人」という。）が行う社会福祉施設の整備に係る契約事務に関する遵守事項を定めたものである。

社会福祉施設の整備事業（補助事業）は、国及び岡崎市（以下「市」という。）等の公費により多額の補助金を受けて行うものであり、その執行の適正化が強く求められていることから、入札・契約に当たっては、原則として市の公共建築工事における入札・契約手続きに準拠した取扱いをすることとし、この基準の定め（この基準に定めのない事項については法人の定款及び経理規程等）に従って事業を執行しなければならない。

ただし、この基準によりがたい特別の事情がある場合は、各種法令等の範囲内で、その理由及び契約事務の公正性及び妥当性が十分に担保できる他の方法について理事会において十分審議し、その記録を詳細に残した場合に限り、その方法を採用することができる。

なお、社会福祉施設の整備事業に係る契約事務がこの基準の定めによらず不正に行われていた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

第 2 定義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 建設工事

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

2 設計業務等

建設工事に関する設計、監理、調査、企画、立案及び測量をいう。

第 3 契約事務手続きの流れ

1 契約方法 原則 一般競争入札とする。

(1) 一般競争入札・指名競争入札

建設工事・設計業務等に係る入札・契約手続きは、次表の区分に基づき実施すること。

区分	設定金額	入札・契約方法
建設工事		一般競争入札 又は 指名競争入札
設計業務等	1,000万円以上	一般競争入札 又は 指名競争入札
	1,000万円未満	指名競争入札

(参考)市が行っている一般競争入札は、条件付一般競争入札及び簡易型一般競争入札である。
公告又は指名通知を行う入札の場合は、事業所管課と協議すること。

(2) 随意契約

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成 29 年 3 月 29 日付け、雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知)に準拠する。

(3) 指名競争入札の指名業者数

指名競争入札を行う場合の 1 件当たりの指名業者数等は、以下の表の区分によること。

設計金額	指名業者数
3 億円以上	12 人
1 億円以上 3 億円未満	10 人
7,000 万円以上 1 億円未満	9 人
3,000 万円以上 7,000 万円未満	8 人
1,000 万円以上 3,000 万円未満	6 人
200 万円以上 1,000 万円未満	5 人
100 万円以上 200 万円未満	4 人
100 万円未満	3 人

(4) 設計業務等

設計業務等については、次のとおりとすること。

- ア 法人における過去の実績のみで決定することのないようにすること。
- イ 契約方法が随意契約の場合の委託業者は、理事会において決定すること。
- ウ 原則として市の「入札参加資格者名簿」に登載されている者から選定すること。
- エ 設計業者が決定したときは、理事会の議事録等を添えて市に届出すること。

(様式 1-1、様式 1-2)

- オ 内示前に行われた契約は補助対象にならないので、補助対象外業務(内示前)と補助対象業務(内示後)に分けて契約をすること。

2 契約事務

(1) 工事費の積算

積算単価は、「建設物価」「積算資料」等の刊行物単価を採用し、これによりがたい場合には、3 者以上から参考見積を徴した上で決定すること。また、積算内訳書には積算の根拠を明示すること。

(2) 入札参加資格の決定

- ア 入札に参加する業者に必要な資格は、理事会で決定すること。なお、法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族(6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻

族) が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する者は入札に参加することはできない。

○入札参加資格として設定すべき要件

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当していないこと。
- ・建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有すること。
- ・市の「入札参加資格者名簿」に登載されており、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法に基づく営業停止及び岡崎市入札参加停止措置要領に基づく指名停止の処分を受けていないこと。

○入札参加資格として設定することが適当な要件の例

- ・過去に、社会福祉施設等の建設に伴う不正又はこれらに類する行為等に関与しておらず、入札参加業者として適当であると認められる者であること
- ・入札参加業者の実績や従業者数、資本の額その他の経営規模及び状況に関する要件
- ・入札参加業者の事業所の所在地に関する要件
- ・入札参加業者の社会福祉施設の整備に係る工事についての経験及び工事を完工できる能力の有無に関する条件

イ 入札・契約事務の公正を確保するため、設計業者と請負業者の分離を徹底し、設計業者と資本・人事面で関係のある請負業者を入札参加業者から排除すること。

(3) 入札の公告(一般競争入札の場合)

ア 入札を行うに当たっては、公告事項を定めて、入札に参加する業者を募集するための公告を行うこと。

イ 公告事項及び公告の方法は、理事会において決定すること。

ウ 決定した公告事項等は、理事会の議事録を添えて市に届け出ること。(様式2))

○公告事項

- ・入札に付する事項（工事名、工事の概要、工事場所等）
（※設計業務等については、「工事」を「業務」に読み替えるものとする。）
- ・入札に参加するために必要な資格
- ・入札の場所、日時及び方法
- ・公告事務を担当する者の名称及び所在地
- ・入札参加の手続きに関する事項
- ・予定価格及び入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格）（この事項にあつては、予定価格を事前公表する場合に限る。）

- ・入札の無効に関する事項
- ・その他必要な事項（一括下請の禁止等）

○公告方法

- ・法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行うこと。

○公告時期及び公告期間

- ・入札期日の前日から起算して少なくとも28日前までに公告を行うこと。
- ・公告期間（公告日から入札参加申込の提出期限まで）は、おおむね10日間程度とすること。

(4) 入札参加業者の指名等(指名競争入札の場合)

ア 入札参加業者の指名は、第3の2(2)に規定する入札参加資格を有する者のうちから指名する。

イ 入札参加業者を決定する前に、「入札参加予定業者名簿（案）」（様式3）を市に届出すること。（ファクシミリで可）

ウ 入札参加業者は、資格審査を行った上で、理事会で決定すること。

エ 決定した入札参加業者については、理事会の議事録を添えて市に届け出ること。

（様式4）

オ 2者以上を入札参加者として選定できない場合は、資格要件又は設計内容を変更し、再指名を行うこと。

カ 決定した入札参加業者に対し、決定した旨を書面により通知すること。

(5) 予定価格の決定

ア 予定価格は理事長が決定し、理事長の押印による予定価格書を作成すること。

イ 予定価格書は開札までの間、封かんし、法人において厳重に保管しておくこと。（事前公表するものについては封かんを要しない）

ウ 最低制限価格は、原則設けないこととする。

エ 上記価格を設定する場合は、予定価格書に記載するとともに、一般競争入札の場合は入札公告文に、指名競争入札の場合は指名通知書に設定している旨を記載し、事前に入札参加者に周知するものとする。

(6) 予定価格の事前公表

ア 原則として、各入札参加業者に予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）を事前に公表すること。

イ 一般競争入札の場合は入札公告文に掲載し、指名競争入札の場合は指名通知書に記載するとともに法人事務所において閲覧に供すること。

(7) 入札参加業者への説明

- ア 談合を防止するため、各入札参加者を一堂に集めての現場説明会は行わず、個別に「設計図書」（金額を除いたもの）等を交付し、工事概要等を説明すること。
- イ 入札参加業者に対する工事概要等の説明事項は、理事会の議決をもって決定すること。
- ウ 建設業法施行令第 6 条において、見積に必要な期間を次表のとおり設ける必要がある旨規定されているので、これを参考に、入札参加業者への説明から入札の実施までに十分な期間を設けること。

工事 1 件あたりの予定価格	見積期間	備考
500万円未満	1 日以上	日曜・祝日、公告日、入札日を除く。
500万円以上5000万円未満	10日以上(※)	
5000万円以上	15日以上(※)	

※やむを得ない事情があるときは、5 日以内に限り期間を短縮することができる。

○説明事項

- ・ 工事の名称、場所、概要、工期等
- ・ 設計図書
- ・ 入札を実施する日時及び場所
- ・ 入札に関する条件
 - ※建設工事の入札においては、入札の当日に入札参加業者から入札書のほか、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（別紙様式例）を提出させる旨指示しておくこと。
- ・ 契約の内容
- ・ その他必要な事項
 - 補助事業の概要（公費により建設されること）
 - 請負業者等からの寄付金の受領禁止
 - 工事費積算に算入してはならない項目（別に契約する特殊浴槽、非常通報装置等）等の指示

(8) 入札の実施

- ア 入札に際しては、理事長以外に複数の理事や監事、評議員（理事長と親族関係にある者を除く）を立ち合わせることを。
- イ 市が必要と認めるときは、市の職員が立ち会うものとする。
- ウ 設計委託業者等建築設計業務に精通した技術者の立会いを依頼すること。
- エ あらかじめ理事長が作成した予定価格書を入札場所に持参すること。
- オ 入札参加業者が代理人による入札の場合には委任状の提出を受け、入札参加業者の確認をしたうえで、入札に関する注意事項を説明し、次の手順により入札を行うこと。

(ア) 一般競争入札の場合

- a 各入札参加業者から、入札書及び入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（別紙様式例）、公告に示す入札参加資格を有していることを証する書類の提出を受ける。（工事費内訳書の提出は建設工事の入札の場合に限る。）
- b 全ての入札参加業者による入札が終了した後、直ちに当該入札場所において、全ての入札参加業者の立会いの下で開札し、あらかじめ準備した予定価格書に記載された入札書比較価格との照合を行う。
- c 法人の入札執行担当職員が、岡崎市一般競争入札実施要綱第14条に規定する最低価格提示者から順に3者以上について、その入札参加業者の商号又は名称及び入札金額を読み上げるとともに、最低価格提示者から順に資格審査を行ったうえで後日落札決定する旨を宣言し、落札を保留する。ただし、最低価格提示者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加業者にくじを引かせて資格確認を行う順序を決定する。
- d 資格確認は、入札書及び工事費内訳書（建設工事の入札の場合）、入札参加資格を有していることを証する書類により、原則として入札を執行した日の翌日までに行うものとする。
- e 落札業者の決定
資格確認の結果、落札候補者（入札参加資格の確認の対象となる者）について入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者と決定し、落札決定した旨を通知する。
- f 入札参加業者には、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。なお、法人のホームページあるいは掲示場において、入札結果として掲載する方法により当該入札参加業者に通知することもできる。
- g 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (a) 入札参加資格を有しない者のした入札
 - (b) 入札参加資格を有していることを証する書類を提出しない入札
 - (c) 入札書に記載漏れのある入札（入札金額、工事名及び工事場所、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名及び押印）
 - (d) 予定価格を超える入札及び予定価格の10%未満の額の入札
 - (e) 入札金額を訂正した入札
 - (f) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (g) 明らかに連合であると認められる入札
 - (h) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (i) 事前に入手している情報どおりの入札結果となった入札
 - (j) 工事費内訳書が提出されない入札（建設工事の入札の場合に限る。）

(イ) 指名競争入札の場合

- a 各入札参加業者から、入札書及び工事費内訳書（別紙様式例）の提出を受ける。
（工事費内訳書の提出は建設工事の入札の場合に限る。）
- b 全ての入札参加業者による入札が終了した後、直ちに当該入札場所において、全ての入札参加業者の立会いの下で開札し、あらかじめ準備した予定価格書に記載された入札書比較価格との照合を行う。
- c 落札業者の決定
入札書比較価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を発表する。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- d 入札の無効
一般競争入札の場合と同様（ただし、(ア)一般競争入札の場合 g(b)は除く。）

(9) 入札結果の報告・公表

- ア 入札を実施した後、速やかに入札が適切に行われた旨の立会人全員の自筆の署名とともに、入札結果を市に報告すること。（様式 5-1、様式 5-2）
- イ 法人において、入札結果（予定価格については事前公表している場合に限る。）を一般の閲覧に供すること。（市においても様式 5-2 を用いて一般の閲覧に供する。）

(10) 契約の締結

- ア 工事請負契約の締結は、理事会の議決後速やかに行うこと。
- イ 請負業者に、一括下請は承諾しない旨通知すること。
- ウ 請負業者に役員名簿及び下請業者名簿を提出させること。
- エ 建築業者の決定届（様式 6）、契約書の写し、工程表、請負業者の役員名簿（様式自由）及び下請業者名簿（様式 7）を市に届出すること。（下請業者名簿はそのつど届出すること。）

(11) 談合情報への対応

法人が、入札についての談合情報に係る通報を受けた場合には、別に定める「社会福祉施設整備に係る談合情報対応マニュアル」に基づき対応をすること。

3 適正な工事監理の実施

建設工事の適正な実施を確保するため、法人は、工事監理者に対し適切な工事監理を行うよう指導しなければならない。

- (1) 工事内容に応じた適正な設計変更を行うこと。
- (2) 施設整備の全工程において、適切に工事関係書類（特に工事写真）を整備すること。

4 中間検査・完了検査の実施

市は、工期の竣工時点で実地検査を実施し、必要に応じて中間検査も実施する。中間検査では入札関係書類、工事請負契約書や設計図書内容及び設計図書どおりの施工が行われていること等を、完了検査では実績報告どおりの施工が行われていること及び建築基準法や消防法等他法令による許可の状況等を確認する。中間検査を実施しない場合は、完了検査で一括確認する。

5 理事会の議決と市への報告を必要とする事務（まとめ）

事務	理事会の議決	市への報告	
設計業者の決定	○	○	様式 1-1、様式 1-2
入札参加資格の決定	○	—	
入札参加業者の募集公告	○	○	様式 2
入札参加業者名簿（案）	—	○	様式 3
入札参加資格の審査	○	—	
入札参加業者の決定	○	○	様式 4
入札参加業者への説明	○	—	
入札の実施	—	—	
入札結果の報告・公表	—	○	様式 5-1、様式 5-2
契約の締結	○	○	様式 6、様式 7
談合情報への対応	—	○	談合マニュアルによる

附 則

この基準は、平成16年10月1日以後に整備を行う事業から適用する。

附 則

この基準は、平成19年11月1日以後に整備を行う事業から適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日以後に整備を行う事業から適用する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日以後に整備を行う事業から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日以後に整備を行う事業から適用する。

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日以後に整備を行う事業から適用する。

2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあっては、従前の例によることができるものとする。